

別表第1 (第6条関係)

各施設・市町村社協 社会貢献活動会費額

I 定員1人当たりの拠出金額

施設種別	年 額
1 埼玉県老人福祉施設協議会	定員1人当たり
(1) 特別養護老人ホーム	5,000円
※設立3年未満の特別養護老人ホーム	2,500円
(2) 養護老人ホーム	1,000円
(3) 軽費老人ホーム・ケアハウス	1,000円
(4) 単独運営のデイサービス	1,000円

2 埼玉県発達障害福祉協会	定員1人当たり
(1) 障害者支援施設	5,000円
(2) 障害福祉サービス事業所(グループホームを除く)	2,000円

3 埼玉県身体障害者施設協議会	定員1人当たり
(1) 障害者支援施設	5,000円

4 埼玉県セルフセンター協議会	定員1人当たり
(1) 障害者支援施設	5,000円
(2) 障害福祉サービス事業所(グループホームを除く)	2,000円

5 埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会	定員1人当たり
(1) 障害福祉サービス事業所	2,000円

II 各種別協議会・市町村社協連絡会で設定する拠出金額(1施設につき)
(いずれも社会福祉法人が経営する施設)

施設種別	年 額
6 埼玉県乳児施設協議会	10,000円
7 埼玉県母子生活支援施設協議会	10,000円
8 埼玉県保育協議会	20,000円
9 埼玉県児童福祉施設協議会	10,000円
10 埼玉県救護施設連絡協議会	20,000円
11 埼玉県市町村社協連絡会	20,000円

Ⅲ 埼玉県社会福祉法人経営者協議会

施設種別	年 額
1 2 I、IIに該当する施設種別はI、IIの年額を拠出する	
1 3 介護老人保健施設・サービス付き高齢者向け住宅	定員1人あたり 5,000円
※設立3年未満の介護老人保健施設・サービス付き 高齢者向け住宅	定員1人あたり 2,500円
1 4 1～13に該当しない施設・事業所	10,000円

Ⅳ 賛助会員の拠出額

会費額（1口）	10,000円
---------	---------